

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

<基本的考え方>

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要である。

さらに、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっている。

また、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するため、医療従事者等のワーク・ライフ・バランスの確保、就業継続・再就業支援などを進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。

加えて、スポーツ分野においては、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことに鑑み、女性のスポーツ参加を推進するなどの環境整備を行う。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進する。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注1）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	健康寿命を1歳以上延伸 男性70.42歳→71.42歳 女性73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率 （注7）	過去1年間の受診率 子宮頸がん：32.7% 乳がん：34.2% 過去2年間の受診率 子宮頸がん：42.1% 乳がん：43.4% （平成25年）	子宮頸がん：50% 乳がん：50% （平成28年度までに）
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）（注8）	現状：19.5 男性：27.6 女性：11.7 （平成26年）	平成17年に比べ 20%以上減少 （平成28年までに）
マタニティマークの認知度（注9）	男女計：45.6% 男性：31.2% 女性：57.6% （平成26年）	男女計50% （平成30年）
妊娠中の喫煙率・飲酒率（注9）	喫煙率：3.8% 飲酒率：4.3% （平成25年度）	なくす （平成30年）
不妊専門相談センターの数	63都道府県市 （平成27年度）	全都道府県・指定都市・ 中核市で実施 （平成32年度）
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	30.1% （平成26年）	31% （平成32年）
運動習慣のある者の割合		
20～64歳（男女別）	男性：20.9% 女性：17.5% （平成26年）	男性：33% 女性：30% （平成32年）
65歳以上（男女別）	男性：42.4% 女性：35.7% （平成26年）	男性：56% 女性：46% （平成32年）
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別） （注10）	中学校女子：79.0% 中学校男子：92.9% 小学校女子：87.0% 小学校男子：93.4% （平成27年）	中学校女子：80% 中学校男子：95% 小学校女子：90% 小学校男子：95% （平成32年）

(注1) 健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。(P5注の再掲)

(注7) 子宮頸がん検診は20～69歳、乳がん検診は40～69歳を対象に受診率を算出。なお、平成29年度以降の目標は、次期がん対策推進基本計画で策定予定。

(注8) 自殺死亡率の成果目標については「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づく自殺対策の数値目標の見直しが行われる予定。

(注9) 平成31年以降の成果目標については、健やか親子21について数値目標の見直しが行われる際に検討が行われる予定。

(注10) 小学校は5年生、中学校は2年生に関する数値。

1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

施策の基本的方向	
<p>生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な医療を受けることが必要である。特に女性については、その心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目し、長期的、継続的かつ総合的な観点に立って健康の増進を支援する。また、薬物乱用等の健康を脅かす問題についての対策を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 包括的な健康支援のための体制の構築</p> <p>① 性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を推進する。</p> <p>併せて、性差を考慮した健診・保健指導の推進のため、男女別の特定健診・特定保健指導の効果を検証し、より効果的な実施方法を検討する。</p> <p>② 女性の健康に関する教育活動、広報活動等を通じた知識の普及啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する社会的な取組を促進する。</p> <p>③ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的又は総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センター等の連携）等を推進する。</p> <p>④ 女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講ずるとともに、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。</p> <p>⑤ 女性の健康に影響を及ぼす社会的要因、子宮内膜症を含む月経関連疾患、女性の心身の特性に応じた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進するとともに、その成果を普及・活用する。</p> <p>併せて、子宮頸がん検診・乳がん検診の効果を検証し、より効果的な実施方法を検討するとともに、更なる検診の受診率向上に向けた取組について検討を行う。また、男女の不妊治療の助成事業の実施状況等を踏まえ、適切な不妊治療への助成の在り方について検討する。</p> <p>⑥ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育における性差医療及び女性医療の視点の導入を促進する。</p> <p>⑦ 男性は、肥満者の割合が高く、喫煙・飲酒する者の割合も高い。また、精神面で孤立しやすいほか、若年層を含め経済・生活問題や勤務問題が背景にある自殺も多い。更には、30歳代、40歳代を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況にある。こうした実態を改善し、男性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。</p> <p>⑧ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

<p>問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講ずる。</p>	
<p>イ ライフステージ別の取組の推進</p>	
<p>(ア) 幼少期・思春期</p>	
<p>① 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の性差による健康に関する事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が将来のライフデザインを描き、多様な希望を実現することができるよう、総合的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など妊娠・出産に関する事項 ・ 子宮頸がん・乳がんや老年期の女性に多い骨粗しょう症など女性特有の疾病の予防・早期発見に関する事項 ・ ライフスタイル、食事、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙等のリスクファクターなど、女性の生涯を見通した健康な体づくりに関する事項 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>② 10歳代の女性の性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する正しい知識に基づいた教育を推進する。</p> <p>望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動については、現状を踏まえた具体的かつ実践的な啓発を行うとともに、避妊や性感染症予防についての的確な判断ができるよう、相談指導の充実を図る。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>(イ) 活動期・出産期</p>	
<p>① 女性の就業等の増加に鑑み、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性が仕事に打ち込める体力・気力を維持できる体制を整備する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>② 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>③ HIV／エイズを始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。</p> <p>なお、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染については、子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応に関する調査・分析・評価を行った上で、必要な対策を検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>④ 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、各々のライフデザインやキャリアの形成に関する普及啓発や相談体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など妊娠・出産に関 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

<p>する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動に関する事項 <p>⑤ 育児・介護の支援基盤の整備、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の構築、長時間労働の削減などワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現等の環境整備を推進する。</p> <p>(ウ) 更年期</p> <p>① 女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図る。</p> <p>② 性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、心身に複雑な症状が発生しやすく、また更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期の男女の健康問題や不定愁訴、疾患に総合的に対応した治療を受けられる体制を整備する。</p> <p>③ 更年期における心身の不調が、就業等や社会生活の質を低下させることや、女性の就業等の増加に鑑み、企業における知識の浸透や相談体制の構築を促進する。</p> <p>④ 受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組む。</p> <p>(エ) 老年期</p> <p>① 我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を実現する。</p> <p>② 加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態になることが多く、また、配偶者を失うなどの孤立により、抑うつ状態に陥ることもあることを踏まえた対策を実施する。</p> <p>ウ 健康を脅かす問題についての対策の推進</p> <p>(ア) 薬物の供給の遮断と乱用者の取締等需要の根絶</p> <p>① 関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図る。</p> <p>② 未成年者や 20 歳代の若年層による覚醒剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している未成年者等を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。</p>	<p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
---	---

<p>(イ) 薬物乱用に関する教育・啓発の充実</p> <p>① 児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止教室等を通じ薬物乱用防止教育の充実を図る。</p> <p>② 関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を形成する。</p> <p>(ウ) 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供</p> <p>① 喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙・飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。</p> <p>(エ) 受動喫煙の防止</p> <p>① 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合を減少させるため、たばこの健康への影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。</p>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
---	---

2 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の基本的方向	
<p>妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子供を産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を構築する。</p> <p>また、職場や地域において、妊婦や子育てに関する理解を促進するとともに、産前・産後の女性が活動しやすい環境を整備する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 地域において出産に必要な医療を提供する施設が減少している状況等に鑑み、安心して子供を産み、育てることができるよう、医師の派遣等を行う事業の実施や産科医の処遇改善に取り組む医療機関の支援を行うなど、周産期医療体制の充実を図るとともに、休日・夜間も含め、小児救急患者の受け入れができる体制を整備する。</p> <p>また、分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図る。</p> <p>② 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図る。</p> <p>また、引き続き、市町村による妊婦健診の公費負担や出産育児一時</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

<p>金等の支援の実施や、子供については親の保険料の滞納状況にかかわらず一定の窓口負担で医療にかかれるようにすることにより、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図る。</p>	
<p>③ 地域において安心・安全な出産ができる体制を確保するため、助産師を一層活用し、医療機関との連携、研修の充実等を促進する。</p>	厚生労働省
<p>④ 不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を進めるとともに、治療のための休暇が取りやすい職場環境の整備を進める。</p>	厚生労働省
<p>⑤ 妊娠期から子育て期のワンストップ支援拠点として「子育て世代包括支援センター」を全国各地で立上げ、保健所、児童相談所、子育て支援機関、医療機関等の各機関との連携を図り、利用者への情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポートや産後ケアを実施することを通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築する。</p>	厚生労働省
<p>⑥ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。また、女性の就業等の増加に鑑み、企業における健診の受診の促進や、妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、働く女性が仕事に打ち込める体力・気力を維持できるような体制を整備する。併せて、マタニティハラスメントの実態把握や対策の強化に取り組む。</p>	厚生労働省
<p>⑦ 妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、マタニティマークやベビーカーマークの普及促進を図るとともに、妊婦や子育て世帯にとって優しい施設や妊婦が外出しやすいまちづくりについて検討する。</p>	内閣府、厚生労働省、国土交通省
<p>⑧ 生殖補助医療に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。</p>	内閣府、厚生労働省
<p>⑨ 薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備する。</p>	厚生労働省

3 医療分野における女性の参画拡大

施策の基本的方向
<p>医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・再就業支援等を進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画が十分でない業種については、その拡大を働きかける。</p>
<p>特に医師については、近年、女性割合が高まっており、医学部生の約3分の1を女性が占めているが、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合がある。医療の質を確保し、患者に必要な医療を安全かつ継続的に提供していくとともに、生涯にわたる女性の健康づくりの支援に貢献するためにも、医療分野で活躍する女性医師の割合が高まる</p>

よう、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい環境の整備に向けた包括的な支援や、ハラスメントのない職場環境の整備等の促進を行うとともに、医学部生に対するキャリア教育の充実等を進める。

具体的な取組	担当府省
<p>① 女性医師の更なる活躍に向けて、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、地域の医療機関との連携など、女性医師が活躍するためのモデル的な取組を実施・普及する。</p>	厚生労働省
<p>② 医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスを確保する観点から、医療機関における職場の上司や同僚の理解促進、男女共に働き続けやすい柔軟な勤務体制の工夫、相談体制の構築等を支援する。</p> <p>また、育児・介護等と仕事の両立に配慮した勤務時間や当直勤務の負担軽減、多様な雇用形態などについて、医療法に基づく勤務環境改善の仕組みによる各医療機関の計画的かつ自主的な取組（医療クランク等の補助職の活用や勤務体制の工夫等）を推進する。</p>	厚生労働省
<p>③ 保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、様々な保育サービスを利用できる環境を整備する。</p>	厚生労働省、経済産業省
<p>④ 育児等により一定期間職場を離れた女性の医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進する。</p>	厚生労働省
<p>⑤ 30%目標に向けて、医療機関や学術団体、職能団体等の関係団体等に対し、女性医師等の活躍状況の把握・分析、女性医師等の採用・登用や継続就業に関する目標設定、女性医師等の活躍状況に関する情報開示（見える化）を奨励する。</p> <p>その際には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。 	内閣府、厚生労働省、関係府省
<p>⑥ 医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援する。</p>	文部科学省

4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>生涯にわたる女性の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題に鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。その際、男女の健康状況や運動習慣が異なることを踏まえた取組を進めることができるよう、スポーツ指導者においても、女性の参画を進める必要がある。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境の改善を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
① 生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進する	厚生労働省
② 1週間の総運動時間で運動する生徒としない生徒の二極化が顕著となる中学生の女子等幅広い世代がスポーツに親しむことができる環境整備のため下記の取組を実施するとともに、スポーツ指導者における女性の参画を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。 ・ 身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。 ・ 高齢者を含む各世代が、心身の健康の保持増進を図るためのスポーツ・運動に関する取組を推進する。 	文部科学省
③ アスリートの待遇に関する男女格差の実態の把握や、必要な対策を検討する。	文部科学省
④ 女性アスリートの出産後の復帰を支援するとともに、競技生活と子育ての両立に向けた環境を整備する。	文部科学省
⑤ 女性アスリートに対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向けた取組を推進する。	文部科学省
⑥ 女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足（Low energy availability）、運動性無月経、骨粗しょう症）に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けた取組を推進するとともに、女性アスリートや指導者に対する啓発を実施する。	文部科学省
⑦ 競技団体や部活動等の指導者を目指す女性アスリート等を対象とした教育プログラムを検討する。	文部科学省
⑧ 30%目標に向けて、スポーツ関係団体等に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の活躍状況の把握・分析、女性の登用等に関する目標設定、これらに関する情報開示（見える化）を要請する。	文部科学省

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<基本的考え方>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要がある。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。

また、被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）を始めとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合 （男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男性：30% 女性：70% （平成32年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 （男女別）	男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女とも70% （平成32年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 （平成27年11月）	150か所 （平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 （平成27年11月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）

1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策の基本的方向	
<p>女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を強力に推進する。</p> <p>また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係行政機関を始め、医療機関、弁護士、民間支援団体等との更なる官民連携強化等により被害者に対する効果的な支援の更なる拡充を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備</p> <p>① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。これらの取組に当たっては、官民が連携した広報活動を実施する。</p> <p>② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。</p> <p>③ 被害者はもとより、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携わる職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行う。</p> <p>④ 表現の自由を十分尊重した上で、卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、違法な広告物については、撤去等の指示及び取締りを行う。</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>警察庁</p>
<p>イ 相談しやすい体制等の整備</p> <p>(ア) 相談・カウンセリング対策等の充実</p> <p>① 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。また、警察においては、交番や鉄道警察隊への女性警察官の配置、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等により、女性が安心して相談できる環境の整備に努める。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。</p> <p>② 日本司法支援センターにおいて、引き続き、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施するとともに、配偶者等からの暴力、ス</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p>

<p>トーカー行為の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。</p> <p>③ 中長期にわたる相談・カウンセリング、自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努める。</p> <p>④ 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を図る。</p> <p>(イ) 研修・人材の確保</p> <p>① 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。</p> <p>② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。</p> <p>③ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。</p> <p>④ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。</p> <p>(ウ) 厳正かつ適切な対処の推進</p> <p>① 警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえて、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介を行うなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>② 人権擁護機関においては、女性に対する人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講ずる。</p> <p>(エ) 関係機関の連携の促進</p> <p>① 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を強化し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の更なる促進に努める。</p> <p>② 被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。</p>	<p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省、文部科学省</p> <p>警察庁</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
--	--

<p>③ 警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」等の場において、犯罪被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。また、人権擁護機関においても関係機関との連携・協力を強化する。</p>	警察庁、法務省
<p>④ 女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。</p>	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省
<p>ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援</p>	
<p>① 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。</p>	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省
<p>② 被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討する。</p>	内閣府
<p>エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</p>	
<p>(ア) 安全・安心まちづくりの推進</p>	
<p>① 公共施設や共同住宅等の住居における女性・子供を対象とした犯罪が多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを引き続き推進する。</p>	警察庁、関係府省
<p>(イ) 防犯対策の強化</p>	
<p>① 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。</p>	警察庁
<p>② 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。</p>	警察庁
<p>(ウ) 加害者に対する再犯防止対策の推進</p>	
<p>① 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者に対し、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</p>	法務省

<p>(エ) 女性に対する暴力に関する調査研究等</p> <p>① 重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用する。</p> <p>② 被害者が相談できない原因等を含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。</p>	<p>警察庁、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
--	---------------------------------

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

施策の基本的方向	
<p>配偶者等からの暴力の被害者に対する支援に当たっては、その中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種取組を効果的に実施する。</p> <p>被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、男女を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。</p> <p>また、配偶者暴力防止法の改正（平成26年1月施行）により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとされたことを踏まえて、この改正内容の国民への周知を徹底する。とりわけ、若年層に対する予防啓発を充実する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</p> <p>(ア) 関係施策の積極的な推進</p> <p>① 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のための施策を積極的に推進する。</p> <p>② 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手（改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む）からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。</p> <p>(イ) 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <p>① 被害者の保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。</p> <p>② 地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>

<p>める。</p> <p>(ウ) 地方公共団体の取組に対する支援</p> <p>① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。</p> <p>② 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置や自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。</p> <p>③ 地方公共団体における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成及び関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。</p> <p>(エ) 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <p>① 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。</p> <p>② 配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人（在留資格の有無を問わない）、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。</p> <p>(オ) 被害者情報の保護の徹底</p> <p>① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。</p> <p>イ 相談体制の充実</p> <p>(ア) 配偶者暴力相談支援センターの取組</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間・休日を問わず対応ができるよう促す。</p> <p>(イ) 警察の取組</p> <p>① 警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境整備に努める。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>警察庁</p>
---	---

<p>(ウ) 人権擁護機関等の取組</p> <p>① 人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「よりそいホットライン」においては、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省、</p>
<p>(エ) 相談員等の研修の充実</p> <p>① 現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。</p> <p>② 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>ウ 被害者の保護及び自立支援</p>	
<p>(ア) 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p>	
<p>① 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(イ) 暴力行為からの安全の確保</p>	
<p>① 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(ウ) 医療関係者による早期発見の推進</p>	
<p>① 医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施等、配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(エ) 一時保護</p>	
<p>① 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>② 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善に努める。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(オ) 心身の健康回復への支援</p>	
<p>① 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>

<p>相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。</p>	
<p>(カ) 自立支援</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。</p> <p>② 被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>国土交通省</p>
<p>(キ) 広域的な連携の推進</p> <p>① 地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題も含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を図る。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>(ク) 加害者更生の取組</p> <p>① 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p>
<p>エ 関連する問題への対応</p>	
<p>(ア) 児童虐待への適切な対応</p> <p>① 配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>(イ) 交際相手からの暴力への対応</p> <p>① 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>

3 ストーカー事案への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>ストーカー事案は、被害者の生活の平穩を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為である。</p> <p>被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア ストーカー事案への厳正な対処等</p> <p>① ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）の改正（平成 25 年 10 月全面施行）により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p> <p>② 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。</p> <p>③ ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化し、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、関係府省</p>
<p>イ 被害者への支援の推進</p> <p>① ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。</p> <p>② 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>ウ 被害者情報の保護の徹底</p> <p>① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土</p>

<p>② 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないように十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。</p>	<p>交通省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省、関係府省</p>
<p>エ 広報啓発活動等の推進</p>	
<p>(ア) 予防啓発の推進</p>	
<p>① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。</p>	<p>内閣府、総務省、文部科学省、関係府省</p>
<p>(イ) 広報啓発の推進</p>	
<p>① どのような行為がストーカーに当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者につきまとい等があった場合も法の対象となり得ることなどについて、広報啓発をより一層推進する。</p>	<p>警察庁</p>
<p>② ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>オ 加害者更生に係る取組の推進</p>	
<p>① 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、関係府省</p>

4 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援を受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p>	
<p>(ア) 関係諸規定の厳正な運用と適正捜査の推進</p>	
<p>① 性犯罪への対処のため、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力</p>	<p>警察庁、法務省</p>

<p>な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p>	
<p>(イ) 性犯罪捜査体制の整備・充実</p> <p>① 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど捜査体制の充実を図る。</p>	警察庁、法務省
<p>(ウ) 性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <p>① 「性犯罪被害 110 番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p>	警察庁
<p>(エ) 精神面の被害への適切な対応</p> <p>① 性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。</p>	警察庁、関係府省
<p>(オ) 各種性犯罪への対応</p> <p>① 痴漢犯罪、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。</p> <p>② ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等について、厳正な取締りに努める。</p> <p>③ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。</p>	警察庁、国土交通省 警察庁 文部科学省、厚生労働省、関係府省
<p>イ 被害者への支援・配慮等</p> <p>(ア) ワンストップ支援センターの設置促進</p> <p>① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。</p>	内閣府、警察庁、厚生労働省、関係府省

<p>(イ) 女性警察官等による支援</p> <p>① 指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置された女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。</p>	<p>警察庁</p>
<p>(ウ) 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <p>① 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。</p> <p>② 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。</p>	<p>警察庁、法務省、国土交通省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>(エ) 診断・治療等に関する支援の充実</p> <p>① 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。</p> <p>② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。</p> <p>③ 被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医会等とのネットワークの充実強化に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、関係府省</p>
<p>(オ) 被害者等に関する情報の保護</p> <p>① 被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。</p>	<p>法務省</p>
<p>(カ) 被害者連絡等の推進</p> <p>① 捜査状況等の連絡をする警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供の円滑かつ適正な運用に努める。</p>	<p>警察庁、法務省、国土交通省</p>

<p>(キ) 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <p>① 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。</p> <p>② 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。</p> <p>③ 被害者支援については、関係府省で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。</p> <p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p> <p>(ア) 再犯防止対策の推進</p> <p>① 関係府省や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。</p> <p>(イ) 加害者対策の推進</p> <p>① 性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</p> <p>エ 啓発活動の推進</p> <p>① 二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省</p>
--	--

5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向	
<p>家族を始めとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図る。</p> <p>また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等</p> <p>(ア) 関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p> <p>① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。</p>	<p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>

<p>(イ) 被害を受けた児童に対する相談・支援等</p> <p>① 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。</p> <p>② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</p> <p>③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(ウ) 防犯・安全対策の強化</p> <p>① 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。</p> <p>② 若年層への性的な暴力被害等を誘発するおそれのあるサービス提供行為に係る実態把握を推進するとともに、違法行為に対する厳正な対処を図る。</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁</p>
<p>イ 児童ポルノ対策の推進</p> <p>① 平成 26 年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。）及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>ウ 児童買春対策の推進</p> <p>(ア) 児童買春の取締りの強化等</p> <p>① 児童買春は、児童の権利に対する重大な人権侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交</p>	<p>警察庁、法務省</p>

<p>等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立ち直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。</p>	
<p>② 出会い系サイトやSNS等に起因する児童買春等の防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。</p>	警察庁、総務省
<p>(イ) 被害児童等に対する適切な対応</p>	
<p>① 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。</p>	警察庁、厚生労働省
<p>② 学校教育の場において、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携するなどの、より適切な措置を講ずる。</p>	文部科学省
<p>③ 気軽に相談できるよう、児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。</p>	警察庁
<p>(ウ) 啓発活動の推進等</p>	
<p>① 児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切にし、その当事者にならないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。</p>	警察庁、文部科学省、厚生労働省
<p>② 国民への広報啓発やフィルタリングの普及啓発活動、民間団体等と連携した児童被害防止対策の推進、出会い系サイト等を利用している児童への働きかけ、業界の自主的な取組の促進等による児童の出会い系サイトの利用の防止やSNS等に起因する被害を防止するための施策を講ずるとともに、関係法令に基づく指導、監督を行う。</p>	警察庁、関係府省
<p>エ 広報啓発の推進</p>	
<p>① 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実に努める。</p>	内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省

6 売買春への対策の推進

施策の基本的方向	
性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進</p> <p>① 売春に関わるおそれのある若年層の女性を早期に発見し指導するなど、売春を未然に防ぐための施策を推進する。</p> <p>② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の見直しを含めて検討を行う。</p> <p>③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対する啓発活動を促進する。</p> <p>イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援</p> <p>（ア）売買春からの女性の保護</p> <p>① 売買春を未然に防止するため、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導するなど、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業を積極的に実施する。</p> <p>（イ）社会復帰支援の充実</p> <p>① 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。</p> <p>② 売買春に関わる女性に対しては、婦人相談所における自立支援プログラムの更なる見直しを行うなど、生活再建等総合的な支援の充実を図る。</p> <p>③ 保護観察に付された女性に対しては、再び売春を行うことのないよう、必要な指導や就職の援助等を行うことにより、社会復帰のための支援を行う。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における指導及び支援の一層の充実に努める。</p> <p>（ウ）関係機関との連携強化</p> <p>① 搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との更なる連携を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁</p> <p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>

7 人身取引対策の推進

施策の基本的方向	
<p>人身取引が、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすことに鑑み、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、効果的な取組を促進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進</p> <p>(ア) 被害の発生状況等の把握・分析</p> <p>① 入国管理局の各種手続き等において認知した人身取引被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。</p>	<p>関係府省</p>
<p>(イ) 諸外国政府等との協力関係の構築</p> <p>① 我が国に対し人身取引被害者を多く送り出している国々等への政府協議調査団の派遣等を通じ、諸外国の政府、関係機関等との情報交換に努めるとともに、これらの国々との間で、人身取引の防止及び被害者保護に関し、協力関係を構築する。</p>	<p>外務省</p>
<p>(ウ) 被害者の認知</p> <p>① 人身取引の被害申告等呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、入国審査場、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促す。さらに、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努めていくほか、外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットラインを設けるよう働きかける。また、我が国に対して人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、それらの国々に所在する我が国の在外公館や現地の政府機関を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布するなどする。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省</p>

<p>(エ) 取締りの徹底</p> <p>① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締りの徹底を図る。</p>	<p>内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>(オ) 関係行政機関及び民間支援団体等との連携による保護・支援の充実</p> <p>① 婦人相談所において、関係行政機関、在京大使館、国際移住機関（IOM）及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事の配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保など、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。また、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等へ一時保護委託を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(カ) 被害者のニーズに合わせた保護・支援の実施</p> <p>① 婦人相談所において、被害女性に必要なカウンセリング、医療ケア等を実施する。また、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は専門医療機関と連携するなどにより、心理的ケアや精神的な治療を行う。</p> <p>② 人身取引等の被害者の保護に関する制度など、犯罪被害者保護・支援の諸制度について、捜査過程における被害者への情報提供を行うとともに、一定の要件を満たす場合は民事法律扶助の活用が可能であることなどの情報提供と法的援助を実施する。</p> <p>③ 本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、IOM、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルター等との情報交換と連携を一層密に行う。また、被害者の出身国の在京大使館・政府・NGOとも協力の上、被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害防止に向けた最適な支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>法務省、外務省</p>
<p>(キ) 広報啓発</p> <p>① 毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>

8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向	
<p>セクシュアルハラスメントには性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなどの性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど性的な内容の発言も含まれるところであり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。雇用の場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設で発生する被害やスポーツ分野等における被害についても、その実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。</p> <p>セクシュアルハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講ずるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 雇用の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進</p> <p>(ア) 企業における対策の推進</p> <p>① セクシュアルハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、職場における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置についての男女雇用機会均等法に基づく指針の周知、非正規雇用労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。併せて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。</p> <p>② パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアルハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアルハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正措置、専門的な知識や技術を持った職員の活用等による適切な相談対応等を引き続き行う。</p> <p>③ 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにすることや、被害者が安心して相談でき相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>(イ) 国家公務員についての対策</p> <p>① 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月人事院規則）及び人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策により組織的、効果的に推進する。</p>	<p>全府省</p>

<p>イ 教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進</p> <p>① 国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。</p> <p>② 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。</p> <p>③ セクシュアルハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ その他の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進</p> <p>① 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>

9 メディアにおける性・暴力表現への対応

施策の基本的方向	
<p>女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。</p> <p>こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等により、発信主体が社会一般に拡大していることに加え、一度流通したコンテンツの削除が非常に困難になっているという状況を踏まえた対策を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 広報啓発の推進</p> <p>① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省</p>
<p>イ 流通防止対策等の推進</p> <p>① 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年</p>	<p>警察庁、総務省、</p>

<p>法律第 126 号。平成 26 年 12 月全面施行) により、いわゆるリベンジポルノを始めとする私的な性的画像の公表等の行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正 (平成 26 年 7 月施行) により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。</p>	<p>法務省、文部科学省、厚生労働省</p>
<p>② わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。</p>	<p>警察庁、関係府省</p>
<p>③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。</p>	<p>内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省</p>
<p>④ メディア産業の性・暴力表現について、DVD やインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。</p>	<p>総務省、経済産業省</p>

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注1）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）
ハローワークによるひとり親家庭の親の 正社員就職者の数	38,774件 （平成26年度）	前年度以上 （毎年度）
弁護士によるひとり親の養育費相談の実 施	—	全都道府県・政令市・ 中核市（112か所） （平成31年度）
20歳から34歳までの就業率	男女計：76.1% 男性：82.0% 女性：69.9% （平成26年）	男女計：79% （平成32年）
フリーター数	男女計：179万人 男性：80万人 女性：99万人 （平成26年）	男女計：124万人 （平成32年）
60歳から64歳までの就業率	男女計：60.7% 男性：74.3% 女性：47.6% （平成26年）	男女計：67% （平成32年）
障害者の実雇用率（民間企業）	1.88% （平成27年6月）	2.0% （平成32年）

（注1）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。（P5注の再掲）

1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

施策の基本的方向	
<p>女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う。</p> <p>ひとり親家庭等に対し、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子供への教育の支援等を行う。</p> <p>また、次世代を担う子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように支援する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組</p> <p>① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を行う。</p> <p>② 非正規雇用をめぐる問題への対応のため、正社員転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及、パートタイム労働・労働者派遣に関する対策等を推進する。</p> <p>③ 平成 28 年 10 月から実施される短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる適用拡大を進める。</p> <p>④ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。</p> <p>⑤ 複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり</p> <p>① ひとり親世帯の実情に応じ、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行う。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮する。</p> <p>また、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、企業の取組を支援するとともに、ハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。</p> <p>② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯の公営住宅に係る優先入居、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化等を通じ、居住の安定を支援する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省、国土交通省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での育児等に悩みを持つひとり親への生活相談や生活支援講習会の実施、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣等、ひとり親の子育てや生活・健康に対する支援を行う。 ・ 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け等、経済的支援策を実施する。児童扶養手当については、機能の充実について、財源確保と併せて検討するとともに、父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄等の状態にある児童の支給要件について周知を図る。 <p>③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親が必要な支援につながるよう、相談窓口のワンストップ化を進める。</p> <p>④ 離婚時の養育費の取決めを促進するため、子供の養育費の問題について幅広く情報提供する。離婚届書を受理する市町村の窓口において養育費の取決めに関する情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。</p> <p>⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮世帯等の子供への学習支援や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を推進する。 ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組、低所得世帯の高校生徒等への給付金制度の実施、大学等の授業料減免や無利子奨学金を始めとする大学等奨学金事業の充実等により、教育費に係る経済的負担の軽減を図る。 ・ ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。 <p>⑥ ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、子供の未来応援国民運動を展開する。</p>	<p>法務省、厚生労働省</p> <p>法務省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府</p>
<p>ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組</p> <p>① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。</p> <p>② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職</p>	<p>文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働</p>

<p>卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。</p> <p>③ ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせて行うなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。</p>	<p>省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
--	--------------------------------------

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図る。</p> <p>また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>① 高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するとともに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に推進する。</p> <p>② 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置の着実な実施やシルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。</p> <p>③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命の延伸を実現する。</p> <p>④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。</p> <p>⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することがないなど住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27年1月27日厚生労働省公表）に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。</p> <p>⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。</p> <p>⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。</p> <p>⑧ 企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの</p>	<p>厚生労働省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p> <p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省</p> <p>総務省、厚生労働省</p>

<p>開発等を支援する。</p> <p>⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）等を踏まえ高齢者虐待防止の取組を推進する。</p> <p>⑩ 消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする高齢者の消費者被害の防止を図る。</p> <p>⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）に基づき必要な取組を推進する。</p>	<p>働省、経済産業省、関係府省 厚生労働省、関係府省 消費者庁、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。平成 28 年 4 月施行。）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。</p> <p>③ 消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。</p> <p>④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。</p> <p>⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図る。</p> <p>⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や障害者雇用対策基本方針（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 137 号）等を踏まえた就労支援を行う。</p> <p>⑦ 上記のほか、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>厚生労働省、関係府省 消費者庁、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省 厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。</p>	<p>総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省</p>

<p>② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>③ 「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、人身取引対策の取組を推進する。</p>	<p>内閣官房、関係府省</p>
<p>エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p>	
<p>① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。</p> <p>また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。</p> <p>さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。</p> <p>その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。</p>	<p>内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>